

## 大規模小売店舗立地法に基づく意見書の概要の公告

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 8 条第 1 項および第 2 項の規定により意見書の提出がなされたので公告する。

平成 20 年 11 月 21 日

滋賀県知事 嘉田 由紀子

### 1 大規模小売店舗の名称および所在地

ミドリ電化大津店  
大津市大將軍一丁目 28 番 1 号

### 2 提出された意見の概要

#### (1) 大津市からの意見

交通安全対策・交通渋滞対策について

ア 当該店舗付近は近隣の学校の通学路にあたることから、繁忙時だけでなく登下校時にも交通誘導員を配置する等、十分な安全対策を講じるよう指導されたい。

イ 本年 11 月に近隣に（仮称）イオンモール草津 S C が開店する予定であり、主要地方道大津守山近江八幡線および市道幹 1 0 5 6 号線の交通量が激増することが予測されることから、右折による来退店ができないように適切な措置を講じるよう指導されたい。

ウ 市道幹 1 0 5 6 号線において、大將軍一丁目交差点から東方向約 2 0 0 m に右折レーンを延長することから、退店ルート（特に事業地北部方面）について再検討されるよう指導されたい。

エ 事業地南部方面からの来店車両の誘導について具体策を示すとともに、生活道路への進入防止対策を講じるよう指導されたい。

地域との連携・協働について

大規模小売店舗立地法第 4 条に基づき公表されている「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針」の序文や、日本チェーンストア協会が策定した「地域商業者等との連携・協働のためのガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）に示されているとおり、大型店が自主的かつ積極的に地域づくりやまちづくりに参画し、具体的取組を通じて社会的責任を果たすことが強く期待されている。

このような背景を踏まえ、当該店舗においては、特にガイドラインの「3. 実効性を高めるための具体的行動事例」を実践され、本市や地域住民、関係団体と相互に連携し、地域経済団体等の活動や地域の美観・景観等生活環境推進への協力および参画、地域の防犯・防災および青少年の健全育成への協力等、地域づくりやまちづくりに関して積極的な対応をされることを指導されたい。

その他

ア 敷地の一体化を行うにあたり、時期や内容等を地域住民に十分周知するよう指導されたい。

イ 地域住民や別紙の本市関係各課から出された意見等については、誠意をもって対応されるよう指導されたい。

ウ 敷地の一体化により周辺地域の生活環境に影響を及ぼす場合には、その適切な対策について地域住民等と誠意を持って協議・対応されるよう指導されたい。

#### (2) 草津市からの意見

騒音予測地点 A について、現在選定されている地点より北西約 1 5 m の距離に民家があり、K 1 ~ K 7 などの騒音発生源により近接していることから、この民家を

最も騒音の影響を受けやすい住居等の屋外として選定することが望ましいと考える。このことから、この地点を基準点とし再度予測を行うよう指導されたい。また、予測の結果が環境基準値を超える場合には、低騒音舗装等の対策を講じること。

交通渋滞や混雑が発生した場合は、スムーズな交通流動を確保し、混乱が生じないように対策を講じること。

### 3 提出された意見の縦覧場所および縦覧期間

#### (1) 縦覧場所

滋賀県県民文化生活部県民生活課県民情報室 大津市京町四丁目 1-1

滋賀県商工観光労働部商業観光振興課 大津市京町四丁目 1-1

滋賀県南部振興局総務振興部地域振興課 草津市草津三丁目 14-75

大津市産業観光部産業政策課 大津市御陵町 3-1

草津市産業建設部商工観光労政課 草津市草津三丁目 13-30

#### (2) 縦覧期間 平成 20 年 11 月 21 日から平成 20 年 12 月 22 日まで